

議案第 7 号

瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 3 1 年 3 月 1 日

提出者 瑞穂町長 杉 浦 裕 之

（提案理由）

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 4 8 年法律第 8 2 号）に基づき、規定を整備するため、条例を改正する必要があるので、本案を提出する。

瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和 4 9 年条例第 3 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 章の前に次の目次を付する。

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 3 条—第 8 条）
- 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 9 条—第 1 1 条）
- 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 1 2 条—第 1 5 条）
- 第 5 章 補則（第 1 6 条）

附則

第4条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であって、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同じくしていた者に限る。）に対して、災害弔慰金を支給するものとする。

第4条第3項中「前2項の規定にかかわらず」を「これらの規定にかかわらず」に改める。

第7条中「次の各号」を「次」に改め、同条に次の1号を加える。

- (3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認める場合

第13条第1項中「次の各号」を「次」に改め、同項第2号エ中「若しくは」を「又は」に改める。

第14条中「3パーセント」を「3パーセント以内の規則で定める率」に改める。

第15条第1項中「年賦償還」の次に「、半年賦償還又は月賦償還」を加え、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条並びに第15条第1項及び第3項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項及び第7条の規定は、この条例の公布の日以後に生じた災害に伴う災害弔慰金の支給について適用し、同日前に生じた災害に伴う災害弔慰金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の

世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

瑞穂町災害弔慰金の支給等に関する条例 新旧対照表

新	旧
<u>目次</u> <u>第1章 総則(第1条・第2条)</u> <u>第2章 災害弔慰金の支給(第3条―第8条)</u> <u>第3章 災害障害見舞金の支給(第9条―第11条)</u> <u>第4章 災害援護資金の貸付け(第12条―第15条)</u> <u>第5章 補則(第16条)</u> <u>附則</u> 第1章 略 第2章 略 第3条 略 (災害弔慰金を支給する遺族) 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、<u>次に掲げるとおりとする。</u> (1)(2) 略 <u>(3)死亡者に係る配偶者、子、父母、孫又は祖父母のいずれもが存しない場合であつて、兄弟姉妹がいるときは、その兄弟姉妹(死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。)</u>に対して、災害弔慰金を支給するものとする。 2 略 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、<u>これらの規定にかかわらず</u>、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。	第1章 略 第2章 略 第3条 略 (災害弔慰金を支給する遺族) 第4条 災害弔慰金を支給する遺族の範囲は、法第3条第2項の遺族の範囲とし、その順位は、<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u> (1)(2) 略 2 略 3 遺族が遠隔地にある場合その他の事情により前2項の規定により難いときは、<u>前2項の規定にかかわらず</u>、第1項の遺族のうち、町長が適当と認める者に支給することができる。

4 略 第5条及び第6条 略 (支給の制限) 第7条 災害弔慰金は、<u>次に掲げる場合には支給しない。</u> (1) (2) 略 <u>(3) 災害に際し、町長の避難の指示に従わなかったことその他の特別の事情があるため、町長が支給を不相当と認める場合</u> 第8条 略 第3章 略 第4章 略 第12条 略 (災害援護資金の限度額等) 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ<u>次に掲げるとおりとする。</u> (1) 略 (2) 略 アからウ 略 エ 住居の全体が滅失<u>又は</u>流失した場合 350万円 (3) 略 2 略 (年率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント以内の規則で定める率</u>とする。 (償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還、<u>半年賦償還又は月賦償還</u>とする。 2 略 3 償還免除____、一時償還、違約金及び償	4 略 第5条及び第6条 略 (支給の制限) 第7条 災害弔慰金は、<u>次の各号に掲げる場合には支給しない。</u> (1) (2) 略 第8条 略 第3章 略 第4章 略 第12条 略 (災害援護資金の限度額等) 第13条 災害援護資金の1災害における1世帯当たりの貸付限度額は、災害による当該世帯の被害の種類及び程度に応じ、それぞれ<u>次の各号に掲げるとおりとする。</u> (1) 略 (2) 略 アからウ 略 エ 住居の全体が滅失<u>若しくは</u>流失した場合 350万円 (3) 略 2 略 (年率) 第14条 災害援護資金は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年<u>3パーセント</u>とする。 (償還等) 第15条 災害援護資金は、年賦償還_____とする。 2 略 3 償還免除、<u>保証人</u>、一時償還、違約金及び償
---	--

還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第11条までの規定によるものとする。

第5章 略

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条並びに第15条第1項及び第3項の改正規定は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第4条第1項及び第7条の規定は、この条例の公布以後に生じた災害に伴う災害弔慰金の支給について適用し、同日前に生じた災害に伴う災害弔慰金の支給については、なお従前の例による。
- 3 改正後の第14条並びに第15条第1項及び第3項の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。

償還金の支払猶予については、法第13条第1項、令第8条から第12条までの規定によるものとする。

第5章 略